

○議事日程

令和5年4月7日（金曜日）午前10時00分開議

- (1) 報告第1号 下限面積の廃止について
- (2) 報告第2号 関市空き家付随農地取扱要綱の廃止について
- (3) 報告第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- (4) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（16名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	6 番 伊藤 均 君	7 番 吉田 和子 君
8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君	10 番 八代 治郎 君
11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君	13 番 永田 千春 君
14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君	16 番 長尾 始 君
17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君	19 番 田下 喜代 君

○欠席委員（3名）

5 番 野田 卓志 君	13 番 永田 千春 君
-------------	--------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長 山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君	洞戸事務所主任主査 李浩基 君

(異動者の挨拶)

○議長(野村 茂 君)

改めましておはようございます。お足元の悪いなか、ご出席いただきありがとうございます。議案の審議を始めさせていただきたいと思っております。

○農業委員会事務局長(山岡 透 君)

続きまして、本日の出欠状況の報告をさせていただきます。

欠席委員は5番野田委員、13番永田委員です。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、過半数以上の

委員さんの出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

14番西田委員、15番西部委員のお二人をお願いします。これより、報告第1号下限面積の廃止についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

下限面積の廃止についてを報告します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の施行により、令和5年4月1日をもって、農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件は廃止されました。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。事務局の報告のとおりです。

続きまして、報告第2号 関市空き家付随農地取扱要綱の廃止についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

関市空き家付随農地取扱要綱の廃止についてを報告します。

報告第1号でご説明させていただきました、下限面積の廃止に伴い、関市空き家付随農地取扱要綱を廃止します。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。事務局の説明のとおりです。続きまして、報告第3号 荒廃農地調査

に伴う農地・非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

報告第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを報告します。

議案は1ページになります。

山林化されている農地の現況を確認し、非農地判断の依頼があった土地について、2月27日に農業委員会事務局にて現場確認を行いました。

その結果、農地を放置した事により、雑木が生え、山林化された土地と判断し、農地台帳から削除することにしました。

現況地目がすでに、山林・原野となっておりますが、この地目は、税務課のデータを引用しており、税務課においても、現況が山林化されていると確認できます。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。事務局の説明のとおりです。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、2ページになります。

1 番の案件

位置図は、1ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターから北東へ420m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 550㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望により譲り渡すことにした というもの。

譲受人は、申請地で無農薬農産物を栽培し販売したい というものでございます。

こちらの内容は、本日お配りさせていただいております、営農計画書が提出されております。

2 番の案件

位置図は、2ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターから北東へ380m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1,711㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲り受け人の要望により譲り渡すことにした というもの。

譲受人は、申請地で無農薬農産物を栽培し販売したい というものでございます。

こちらの案件につきましては、1番の案件と同じ営農計画書となっております。

3 番の案件

位置図は、3ページになります。

申請地は、関西電力株式会社開閉所から北西へ150m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田、2筆 1,128㎡

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑、2筆 47㎡

関西電力株式会社開閉所から西へ140m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田、3筆 941㎡

関西電力株式会社開閉所から北西へ720m程に位置する

農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑、3筆 346㎡

10筆合計 2,462㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は高齢になり、農業経営が困難になった というもの。

譲受人は農業経営の拡大を図るというものでございます。

こちらもお配りさせていただいております、営農計画書が提出されております。

4 番の案件

位置図は、4ページになります。

申請地は、鳥屋市北区公民館から北へ230m程に位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑、2筆 345㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、維持管理が困難なため譲り渡したい というもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、畑作を行い農地の荒廃化を防ぎたい

というものでございます。

全ての申請地について、3月15日と22日に現地を確認したところ、農地であることを確認しております。以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。1番、2番の案件につきまして、山田彰委員、3番の案件につきまして、青山委員さん、4番の案件につきまして、長尾委員さんから、譲受人の営農状況等について、お伺いをいたします。ご意見がありましたら、発言をお願いします。山田委員さんいかがでしょうか。

○3番（山田 彰 君）

○○さんは各務原市等ですすでに農業関係の仕事をやっている見えます。営農計画書を見てもわかるようにレモンなどで農業をやってみるので問題ないかと思えます。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございます。では、続きまして青山委員さんをお願いします。

○12番（青山 雅紀 君）

3ページの写真の位置図を見てもらうとお分かりかもしれませんが、申請地1番の写真左上、2番目の写真はICのすぐ北側、3番目が住宅の少し離れた、開閉所と呼んでいますが、その隣の隣です。4番目がふるさと農道から行った418号線沿いのところです。こう見ると、立地条件が極めて良いところになります。良いところだとは思いますが、現地に行ってみますと戦後に農地整理をしたところで、当初は耕作者の方が一生懸命管理しながら作ってもらっていましたが、高齢になり何ともならないということです。先日も現地確認していましたが、ちょうど野菜を作っている方がいて、その方から本当にありがたいことだ、何とも管理できないので、どうしてもという状況を聞きましたので、今回取得される方が1町8反、この地域で取得されております。計画書も出されましたが、田でなくとも果樹園など色々なものにしてもらえないかという話もさせていただきました。これはやむを得ないかなと思います。ご存じのとおり、開閉所のそばには関西電力、中部電力、電源開発という3本の大きな高圧線が走っています。ですから土地の利用計画を見直さないといけないなということで地元の広見区、池尻区から要望が出ているところですからやむを得ないかなと思います。以上です。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございます。次に長尾委員さんをお願いします。

○16番（長尾 始 君）

確認してきましたが、こちらはすでに譲受人の方が借りて耕作されておりますので、問題ありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございます。担当の皆さんから意見をいただきました。議案第1号について、補足説明のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

（ 挙手無し ）

ないようですので、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。安田委員さんどうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

3番の案件ですが、あくまで3条は本人が従事だと思っておりますが、先日もお聞きしましたが〇〇さんは会社の役職とお聞きしましたが、営農にどのように関わっているかをフォローしておかないと、農地法の規定に若干問題あるかと思っておりますので、その辺はどのようなことを考えているかをお聞きしたいと思っております。まあ、これは申請者に聞かないとだめかもしれませんが。営農計画を見ても全くその辺は言われておりませんが、先般聞いたところでは人を使ってやっているということでしたが、そのようなことなのでしょうか。

○12番（青山 雅紀 君）

図面を見てもらいますとわかるように、一番いいところの農地が9町歩なのですが、ご協力していただいてICができたという経緯と418バイパスとのちょうど三角地のように通ったところですが、地元からどうなっているんだという意見をいただく中で、当然管理関係はしっかりやっていただくと、それは地域の方も考えて見えますので、農地法関係について考えていかななくてはいけない計画なのかなと思っております。もちろん農業委員会のほうから指導してもらわないといけないかとは思っております。地元の感情的なことを言うとICの一番いいところに協力してきたんだぞ、沼田のようなものを作ったのは行政でもあるのではと強い言葉ももらいました。当然農地法関係は死守しなければならないとは思ってはいますが、地域事情も考慮して検討しなければいけない時期なのかなと思っております。さきほど取得要件も撤廃されたように、維持管理するにはどうしたらいいかという問題も出てくると思います。この地域では専業農家が5、6人いらっしゃいますが、だんだんと減っています。隣の地区では営農組合を立ち上げて何とか皆で守っていかうじゃないかというような状況です。これは将来の課題かと思っております。農業委員会から指導は的確にさせていただく必要はあると思っております。

○議長（野村 茂 君）

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

指導については、2月に農業委員会事務局長名でご本人様宛に文書指導を行っております。今回提出された営農計画書では5月中旬に定植ということで、すぐに定植できるように維持管理されていることを確認しております。以上です。

○議長（野村 茂 君）

安田さんよろしいでしょうか。

○1番（安田 美雄 君）

はい。

○議長（野村 茂 君）

他に質疑のある委員さんは挙手をお願いします。

（無し）

無いようですので、これより採決をいたします。議案第1号の4件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございます。過半数以上の挙手をいただきましたので、議案第1号の4件について許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、4ページになります。

1番の案件

位置図は、5ページになります。

申請地は森本・一色コミュニティ消防センターから西へ70m程に位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 400㎡

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。

転用目的は、一般個人住宅 庭です。

申請人は、武芸川町内に会社を経営しており、申請地の隣地に居住していますが、近隣に飲食店や宿泊施設が少ない為、申請人の自宅において、従業員の慰労会や取引先の接待を行っています。申請地は自宅に隣接しており、来客用の駐車場などに利用したい というものです。

3月15日に現地を確認したところ、平成11年11月頃に埋立てを行っており、始末書が添付されております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと判断します。

以上、1件について ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。皆さんのお手元には写真もお配りさせていただいております。担当地区の田下委員よりご意見を頂きたいと思っております。

○19番（田下 喜代 君）

見てもらうとわかるように、アスファルト舗装が半分ほどされており、前から計画されていたようで排水もしっかりしてあったので、問題ないかと思っております。

○議長（野村 茂 君）

他に、ご意見のある 委員さんは 挙手にて発言をお願いします。

（ 無し ）

質疑のある委員さんをお願いいたします。

（ 無し ）

質疑もないようですので、これより採決に移ります。議案第2号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございます。全員挙手をいただきました。議案第2号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1 番の案件

位置図は、6ページになります。

申請地は、童心保育園から東へ290m程に位置する

登記・現況地目 畑 473㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、貸駐車場 でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応える というもの。

譲受人は、自身が代表を務めている法人の営業車両や近隣住民への貸駐車場として利用したい というものでございます。

3月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2 番の案件

位置図は、7ページになります。

申請地は、童心保育園から南へ180m程に位置する

登記・現況地目畑 2筆 381㎡。

農地の区分は、用途地域のため第3種農地と判断します。

転用の目的は、貸駐車場です。

譲渡人は、譲受人の要望に応える というもの。

譲受人は、近隣住民のための貸駐車場として利用したいというものでございます。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありとしております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3 番の案件

位置図は、8ページになります。

申請地は、新迫間西公園から西へ370m程に位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,307㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、ステンレス等製品の製造販売業駐車場 です。

譲渡人は、申請地を令和元年に相続で取得したが、農地の維持管理に困窮しており、農地を処分したいというもの。

譲受人は、申請地の東側で事業を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場が必要となったというものでございます。

3月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと判断しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4 番の案件

議案は 6 ページ。位置図は、9 ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから東へ 170m 程に位置する

登記地目 田、現況地目 畑、3 筆 260 m²

農地の区分は、用途地域のため、第 3 種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

使用貸人は、使用借人が一般個人住宅を建築することに同意したというもの。

使用借人は、現在アパート住まいであり、家族が増え住居が手狭になったため、本申請地を借り受けて住宅を建築するというものでございます。

3 月 15 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5 番の案件

位置図は、10 ページになります。

申請地は、南ヶ丘小学校から北へ 300m 程に位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地、841 m²

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅の車庫・倉庫及び電気工事業資材置場です。

使用貸人は、使用借人の要望に承諾したというもの。

使用借人は、申請地を生活するうえで必要な車庫兼倉庫の建築と、自身が営んでいる事業の資材置場として利用するというものでございます。

3 月 22 日に現地を確認したところ、平成 30 年 7 月頃に雑種地に変更されており、始末書が添付されております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6 番の案件

こちらの案件につきましては、議案の訂正があります。

本日お配りしました、お手元の修正議案をご覧ください。6 番、7 番について議案の修正となります。

こちらの申請地は、令和 4 年 9 月に別事業者により 5 条許可申請が提出されていましたが、令和 4 年 11 月 15 日に取り下げられています。

位置図は、11 ページになります。

申請地は、東海北陸自動車道 関サービスエリアから北へ 270m 程に位置する

登記地目 畑、現況地目 田、275 m²

登記・現況地目 田、1271 m²、2 筆合計 1546 m²

農地の区分は、用途地域のため第 3 種農地と判断します。

転用の目的は、各種生活用品等製造販売業駐車場 でございます。

譲渡人は、耕作が困難な為、譲受人の要望により譲り渡すというもの。

譲受人は、隣接地にて包丁の製造・販売を行っており、従業員駐車場として、近隣土地を借りていました。しかし、土地所有者から売却の予定があり、駐車場を解約したいとの申し出があったため、新たに申請地を譲り受けて駐車場として利用したいというものでございます。

3 月 15 日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7 番の案件

こちらの案件につきましても、議案の訂正がありますので、引き続き、お手元の修正議案をご覧ください。

位置図は、12 ページになります。

申請地は、東海北陸自動車道 関サービスエリアから北へ 250m 程に位置する

登記・現況地目 畑、100㎡

登記・現況地目 田、849㎡ 2筆合計 949㎡

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、建設業資材置場でございます。

譲渡人は、耕作が困難な為、譲受人の要望により譲り渡すというもの。

譲受人は、関市内で建設業を行っており、申請地を譲り受け資材置場として利用したいというものでございます。

3月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件

議案は7ページ。位置図は、13ページになります。

申請地は、多良木公園から北東へ30m程に位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 2筆合計 594㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、土木工事業駐車場です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の北側で土木工事業を行っており、会社所有の工事用車両の駐車場としたいというものでございます。

3月22日に現地を確認したところ、平成20年頃から駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件

議案は8ページ。位置図は、12ページになります。

申請地は、板取集会所から南へ140m程に位置する

登記・現況地目 畑、69㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、貸物置・貸駐車場です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、息子の経営する会社が利用する駐車場等として貸し付けたいというものでございます。

3月22日に現地を確認したところ、田で農地性有りと確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた、担当地区の委員さんより、ご意見を頂きたいと思いますので、まずは第1地区担当の安田委員さん、臼田委員さん、1番から3番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○1番（安田 美雄 君）

1番、2番についてですが問題ありません。ただ、1番につきまして貸駐車場とありますが、実際は自分の店舗の車を止めるということでしたが、問題はないと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。臼田委員さんよろしいでしょうか。

○ 2 番（臼田 正嗣 君）

3 番ですが、すでに土砂で埋め立てられて道路から車が入れるように段差がほとんどありませんでした。

特に問題はありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。次に第 2 地区を確認していただいた玉田委員さんお願いします。5 番の案件ですね。

○ 8 番（玉田 和久 君）

現在すでに埋め立てられており、農地としての利用も非常に困難な地域ですのでやむを得ないと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。他に補足説明のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。ないようですので、次に第 3 地区から第 5 地区の現場確認をされた、足立委員さん、西部委員さん、日置委員さんからご意見を頂きたいと思いますので、6 番から 9 番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。足立委員さんよろしいでしょうか。

○ 1 1 番（足立 昌人 君）

はい。6 番と 7 番ですね。位置図では 1 1 ページと 1 2 ページです。株式会社〇〇の西側に駐車場があるのですが、全従業員の車を置くのはとても無理だということで、隣が耕作されないということで売りに出て、駐車場にするとということです。株式会社〇〇の西側も住宅で埋まってきています。ここは何も作っていないので良いと思います。北側は道路に側溝があり、あとは隣地との境界です。ただメインとなる道路との境界には側溝がないので、今後駐車場にされるのなら側溝を入れたほうがいいのかなどは思います。同じ土地で工場側ではないほうは駐車場ではないようです。鉄塔がある側ですね。土地を 1 : 2 ぐらいで分けられて建設会社の残土置き場として利用されるようです。やはり南側は側溝はありません。まあそれぞれの考え方なのでしょうが、工場の西側の住宅街には側溝がありますので、やられるなら同じようにされたほうがいいのかと思います。あとは雨水は浸透させるということらしいので、やむを得ないかなと思いました。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。続きまして西部委員さんお願いします。

○ 1 5 番（西部 徹 君）

僕のところは、埋められて前から利用されているということでやむを得ないと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。続きまして日置委員さんお願いします。

○ 1 8 番（日置 香 君）

はい。面積は非常に小さいです。向こう側の道路と手前の道路に囲まれています。耕作しているのは隣地に住まわれている方です。ここがどのように利用されても問題はないと思います。不思議なのは貸駐車場・貸物置となっているのですが、これは奥さんが無償で譲り受けたものを、この家が個人事業者ですのでそちらで貸し付けるということでこのように書いてあるということでした。以上です。問題ありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。6番から9番の案件について、他の委員さんで補足説明等ありましたらお願いします。無いようですので、質疑がございましたらお願いします。質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号の9件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の9件につきましては原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。
続きまして、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。
議案は 9ページ になります。
使用賃貸借権設定に関するものについて、
西田原地区の新規が5筆 5, 141㎡
権利の設定を受ける者は、〇〇氏でございます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村 茂 君）
事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
質疑も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議の無い方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員の挙手をいただきましたので、議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。では、事務局お願いします。

○1番（安田 美雄 君）
報告事項の中で荒廃農地ですが、昨年パトロールしましたが、このパトロールの結果、この2件についてリストアップされたということでしょうか。結果について今年は次の追跡調査がされていないのか、私も待っていたのですが、全部が全部、荒廃農地に該当しなかったということなのか、この2件だけがパトロールの結果、目についたということなのか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）
こちらはパトロールとは別の案件です。パトロールの結果については、現在精査しております。今年については直接の指導もしたいと考えております。委員の皆さんにも周知させていただきます。

○1番（安田 美雄 君）

7月までにやるのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

はい。こちらの作業は少々遅れております。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次第のその他です。

次回の農業委員会総会は、令和5年5月8日（月）午前10時 6階 大会議室を予定しております。

○職務代理（玉田 和久 君）

任期も残りわずかですが、下限面積の撤廃など、今後難しい問題も出てくるのではないかと
思っております。以上を持ちまして農業委員会総会を終了とさせていただきます。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

14番

⑩

15番

⑩